

## 熊谷スポーツコミッションスポーツ大会等開催助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊谷市内におけるスポーツに関する大会及びスポーツイベント（以下「スポーツ大会等」という。）を誘致し、スポーツ大会等の開催の推進を図り、もって、スポーツツーリズムを推進することにより地域経済の活性化に繋げるため、予算の範囲内において熊谷スポーツコミッションスポーツ大会等開催助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 熊谷市内に本社、支社、事業所又は店舗等を有する法人又は個人の事業者をいう。
- (2) 必要経費総額 スポーツ大会等の開催及び運営に必要な経費の総額をいう。
- (3) 参加者 スポーツ大会等に参加する選手及びスポーツ大会等を運営する役員をいう。
- (4) 全国大会及びブロック規模大会 別表1に記載するスポーツ大会等をいう。

### (交付の対象)

第3条 助成金交付の対象とするスポーツ大会等は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

- (1) 熊谷スポーツコミッションの誘致活動によるもの
- (2) 熊谷市内を主たる会場として開催され、会期が連続する2日以上のもの
- (3) 全国大会又はブロック規模大会で、埼玉県外から100人以上の参加者が見込まれるもの
- (4) 熊谷市外からの参加者の相当数が熊谷市内に宿泊するもの
- (5) 熊谷市のスポーツ、産業及び経済等の振興に寄与するもの
- (6) 熊谷スポーツコミッションが実施するアンケート調査に対して協力できるもの

(7) 熊谷スポーツコミッションの協力を得ていることを広報できるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない。

(1) 国又は地方公共団体が主催するもの

(2) 国又は地方公共団体から補助金等の支援を受けている又は受ける予定のもの

(3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの

(4) 特定企業の営利活動を主たる目的とするもの

(5) 暴力団等反社会的勢力の利益となるもの

(6) プロスポーツ等不特定多数の来場者から入場料等を徴収する興行及びこれに類するもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの  
(交付対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、市内事業者に支払ったものとする。  
(助成金の額)

第5条 助成金は必要経費総額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で、別表2に定めるいずれかの大会の基準人数に応じた額を限度とする。ただし、市内事業者へ支払った額が別表2に定めるいずれかの大会の基準人数に応じた限度額に満たない場合は、市内事業者に支払った額を限度とする。

2 助成金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。  
(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするスポーツ大会等を主催する団体の代表者（以下「申請者」という。）は、スポーツ大会等開催助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、会則又は規約等

(2) 事業計画書

(3) 収支予算計画書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 前項の規定による申請は、スポーツ大会等を開催する前年度の9月末日までに行わなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 同スポーツ大会等の開催に対する助成金の申請は、単年度に1回に限るものとし、連続した3年度までとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、助成について申請があったときは、当該申請に係る書類の審

査により助成の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、当該申請に係る助成についての可否を決定するものとする。

2 市長は、当該申請が助成金を交付すべきものと認めたときはスポーツ大会等開催助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと認めたときはスポーツ大会等開催助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合において、必要な条件を付することができるものとする。

（申請内容の変更）

第8条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者（以下、「助成対象者」という。）は、事業計画、予算及び事業内容等を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は、スポーツ大会等の開催を中止した場合は、速やかにスポーツ大会等開催助成金事業変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合、その申請内容を確認した上で、スポーツ大会等開催助成金事業変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、助成対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 助成対象者は、スポーツ大会等の終了後速やかにその開催状況について、スポーツ大会等開催実績報告書（様式第6号）に次に挙げる書類を添付して市長に報告するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 決算報告書

(3) 大会プログラム（参加者の居住する都道府県名又は所属団体がわかるもの）又は参加者名簿等

(4) 熊谷スポーツコミッションが依頼する主催者アンケート及び参加者アンケート

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の報告について、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付額を確定し、スポーツ大会等開催助成金交付額確定通知書（様式第7号）により、助成対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 助成対象者は、前条の規定による通知を受けた場合、速やかにスポーツ大会等開催助成金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第12条 助成金の交付は、前条の規定による請求に基づき、助成対象者名義の口座に直接振り込むことにより、これを行うものとする。

(助成金の調査)

第13条 市長は、必要と認めるときは、助成金の使用状況等について調査を行うことができる。

(助成金の返還)

第14条 市長は、助成金の交付を受けた助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請事項に虚偽又は事実と相違する記載があったとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附則（令和3年3月25日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月17日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年5月15日決裁）

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附則（令和8年3月24日決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

|             |                                               |
|-------------|-----------------------------------------------|
| 1. 全国大会     | 概ね全国の都道府県からの参加があるもの                           |
|             | 概ね全国の地域ブロックの予選会（地域競技団体の明確な推薦を含む）の結果により参加があるもの |
| 2. ブロック規模大会 | 全国大会以外で 4 都道府県以上からの参加のあるもの                    |

別表 2（第 5 条関係）

| 区分   | 基準人数              | 交付限度額        |        |
|------|-------------------|--------------|--------|
|      |                   | ブロック<br>規模大会 | 全国大会   |
| 参加者数 | 100 人以上 200 人未満   | 5 万円         | 10 万円  |
|      | 200 人以上 300 人未満   | 10 万円        | 20 万円  |
|      | 300 人以上 400 人未満   | 15 万円        | 30 万円  |
|      | 400 人以上 500 人未満   | 20 万円        | 40 万円  |
|      | 500 人以上 600 人未満   | 25 万円        | 50 万円  |
|      | 600 人以上 700 人未満   | 30 万円        | 60 万円  |
|      | 700 人以上 800 人未満   | 35 万円        | 70 万円  |
|      | 800 人以上 900 人未満   | 40 万円        | 80 万円  |
|      | 900 人以上 1,000 人未満 | 45 万円        | 90 万円  |
|      | 1,000 人以上         | 50 万円        | 100 万円 |